平成２５年（フ）第１１３６号
横浜市神奈川区片倉１丁目18番５号　グレースサエグサ106号
債務者　伊藤　文子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６号
熊本県阿蘇郡小国町大字西里1124番地
債務者　竹下　信行
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前11時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第７５８７号
東京都江東区豊洲４丁目10―４―501
債務者　福井　弘二
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５９１号
東京都板橋区四葉１丁目13―１―203
債務者　鏡　　久志
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２号
岡山市北区鹿田町１丁目７番７号大森ビル33号
債務者　矢木　勝男
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３号
岡山市北区鹿田町１丁目７番７号大森ビル33号
債務者　矢木　教子（旧姓難波）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４３号
岡山市東区可知２丁目２番45号
債務者　大野　香苗
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４４号
岡山市南区彦崎124番地１
債務者　元太　　洋
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４７号
岡山市中区国富1014番地４
債務者　植本　由利
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１号
島根県益田市須子町３番５号、前住所島根県益田市東町11番13号
債務者　岩田　優貴
1　決定年月日時　平成25年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第３２２８号
大阪市東成区中本１丁目５番24―704号
債務者　島本　健次
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２２９号
大阪府門真市千石西町９番48―309号
債務者　木嶋美代子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１４６号
三重県三重郡菰野町大字菰野2689番地　中里ガーデンテラス102号室、前住所三重県三重郡菰野町大字菰野4650番地
破産者　栗本　光雄
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２４６２号
福岡市博多区吉塚４丁目12番25号
破産者　株式会社ケイアーバン
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８０号
福岡県三井郡大刀洗町大字菅野368番地３
破産者　三井薬品有限会社
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２２００号
東京都荒川区東日暮里５丁目52番６号
破産者　株式会社島崎製作所
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部